



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会教育法 (目的) 第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の事業) 第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会教育法 (目的) 第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の事業) 第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会教育法 (目的) 第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の事業) 第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会教育法 (目的) 第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の事業) 第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会教育法 (目的) 第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の事業) 第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会教育法 (目的) 第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の事業) 第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会教育法 (目的) 第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の事業) 第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会教育法 (目的) 第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の事業) 第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会教育法 (目的) 第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の事業) 第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会教育法 (目的) 第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の事業) 第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>